

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 37 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 9 月 22 日 (月)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 4 時 15 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：河村 敏、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 査 : 福井 一朗 兼 庁 舎 整 備 局 主 査		
傍 聴 者	2 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時00分 開会

◆中西照典 委員長 それでは、市庁舎整備に関する調査特別委員会第37回を開催いたします。

本日は、19日金曜日の鳥取市庁舎整備の新築場所決定を踏まえて、委員長報告をそれぞれの皆様方に素案を示しました。それについての意見が2名の方から出ていますが、まず初めに、もう一度素案を事務局より朗読していただきますので、じゃあ河村次長、お願いします。

○河村敏 市議会事務局次長 それでは、素案を朗読させていただきます。

市庁舎整備に関する調査特別委員会最終報告書（素案）。市庁舎整備に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について御報告いたします。

本特別委員会は、平成25年1月16日の第1回鳥取市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました。

現在までに、37回の委員会を開催し、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告及び請願・陳情の審査並びに鳥取市庁舎整備全体構想（素案）について議論を重ねてまいりました。

その過程の中で、平成26年3月20日の本会議において第25回までの本特別委員会の調査結果の中間報告を行ったところであります。

報告の要点は5つであります。1、市庁舎整備は喫緊の課題であり、市庁舎整備の方向性を早期に決定すること。2、合併特例債を財源の柱として活用し、本市の財政負担を可能な限り軽減させること。3、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された、5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすること。4、第23回の委員会において、現本庁舎を耐震改修することについて採決した結果、現本庁舎を耐震改修することは否決されたこと。5、本庁舎を新築することを基本に市庁舎整備について早期に具体的な方向性を決定するため引き続き調査研究を進めること。

以上の中間報告を踏まえ、第26回以降の本特別委員会は、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された5つの方針に沿って、重要なポイントを絞り新築にあたって、旧市立病院跡地と現本庁舎駐車場のどちらが優れているか検討することとし、慎重に議論を重ねてまいりました。

各方針の重要なポイントとして、1、防災機能の強化においては、交通アクセス、敷地の広さ、平面駐車場です。2、市民サービス機能の強化においては、窓口部署、平面駐車場、バリアフリー、交通アクセス、利便性です。3、庁舎機能の適切な配置においては、多目的スペース、行政事務に必要な床面積の確保、庁舎機能の適正配置です。4、活力と魅力あるまちづくりの推進においては、庁舎整備の投資効果、2核2軸のまちづくり、総合支所との関係です。5、現在及び将来にわたる費用の抑制においては、費用の抑制、工期及び工事中の影響です。

市庁舎整備は喫緊の課題であることから、9月19日の第36回特別委員会において市庁舎整備の具体的な方向性を出すため、これまでの議論を踏まえ委員それぞれの最終意見を述べてもらいました。

第34回、35回特別委員会の意見を含め委員の主な意見は次のとおりです。旧市立病院跡地に新築は、1、災害時の交通アクセスがよく、広い敷地に平面駐車場が確保でき支援物資輸送の大型車両の駐車が可能、発災後の被災者支援が迅速にできる等、防災機能の強化となる。2、

窓口部署がワンフロアとなり、鉄道・バス等の結節点に近く市民の利便性が高まり、バリアフリーにより障がい者対応にも優れる等、市民サービス機能の強化となる。3、拡大した市域を考慮した利用しやすい場所であり、駅南庁舎との関係性もよく、広い多目的スペースがとれる等、庁舎機能の適切な配置となる。4、本市の2核2軸のまちづくりのみならず、東部圏域、中核市のまちづくりとなる、庁舎整備の投資効果が大きい等、活力と魅力あるまちづくりが推進される。5、工事中の市民の本庁舎や市民会館利用に影響がなく市民の安全が確保され、工期が短く、建設費の抑制等、費用の抑制となる。

等であります。

一方、「現本庁舎駐車場」に新築は、1、道路アクセスがよく、近隣に日赤病院、公共空地もあり、発災後の被災者支援が可能である。2、狭い敷地でも工夫により課題は解決でき、リスク管理から駅南庁舎と本庁舎は離れている方がよい等、庁舎機能の適切な配置となる。3、公共施設の適正配置となり、歴史を重視したまちづくりとなる等、活力と魅力あるまちづくりが推進される等であります。

また、旧市立病院跡地新築、現本庁舎駐車場新築のどちらにも反対であるという意見もありました。

これら、委員の意見が分かっていたため、委員長が合意を図りましたがまとまらず、旧市立病院跡地に新築か、現本庁舎駐車場に新築かそれぞれ採決することとしました。

まず、現本庁舎駐車場への新築を採決しました。現本庁舎駐車場への新築に賛成の委員が8人中1人であり、否決となりました。

次に、旧市立病院跡地への新築を採決しました。旧市立病院跡地への新築に賛成の委員が8人中4人となり、委員長が旧市立病院跡地へ新築すべきと裁決権を行使し、本特別委員会としては、本庁舎は旧市立病院跡地に新築すべきと決定しました。

次に、現本庁舎駐車場より旧市立病院跡地が市庁舎建築場所として優れている大きな理由を、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された5つの方針に沿って申し上げます。1、防災機能の強化については、敷地が広いこと。2、市民サービス機能の強化については、窓口部署がワンフロアとなること。3、庁舎機能の適切な配置については、拡大した市域を考慮した利用しやすい場所であること。4、活力と魅力あるまちづくりの推進については、本市の2核2軸のまちづくりとなること。5、現在及び将来にわたる費用の抑制については、建設費の抑制となること。

以上、本特別委員会の調査の検討経過及び結果を申し述べましたが、執行部においては、市庁舎整備に当たって本特別委員会の最終報告を踏まえ、早急に進められることを求めるものです。

なお、市庁舎建築にあたっては、具体的に検討すべき事項が多くあり、改選後の新しい議会においても特別委員会を設置し、調査研究を続ける必要があると考えます。

したがって、市庁舎建築に関する調査研究を行う新たな特別委員会を改選後に設置されることを提言し、本特別委員会の最終報告といたします。

◆中西照典 委員長 19日にお配りしました委員長のもとでの最終報告の素案を今読んでいただ

きました。それで、2名の方から修正の意見書といたしますか、案が出ているようであります。

まず初めに、伊藤委員が出された分、この部分を伊藤委員のほうから説明いただきましょうか。

よろしく申し上げます。

◆伊藤幾子 委員 私が出しましたのは、右上に日付が入っているほうの資料となります。それで、この素案のほうの、私たちがいただいている、つづっている3ページ目、3枚目のところに関してちょっと私は修正を加えたいということで、まず1行目の「これら、委員の意見が分かれていたため」ということが書かれているところの次の「委員長が合意を図りましたがまとまらず」という、その文章は削除、必要ないと考えます。

それから、ずっと下におりていただいて、「以上、本特別委員会の調査の検討経過及び結果を申し述べましたが」ということで文章がずっと最後まで続いてあるのですが、これも、「以上、本特別委員会の調査の検討経過及び結果を申し述べました」を丸で文書は終えて、それ以降続いている文章を全て削除します。それが私の修正案です。

そして、削除した上で加えていただきたい文章が資料にありますけれども、「なお、住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っておりましたが、唯一委員会の共通認識となっていることは、住民投票に瑕疵はなかったということ最後に申し添えておきます」ということを加えていただきたいと思います。

それから、その最後に「以上を本特別委員会の最終報告といたします」という言葉はつけ加えないとちょっとおさまりが悪いかなとは思いますが、以上です。

◆中西照典 委員長 伊藤委員の修正案というか、修正の案ですね。

次に、議論に入る前に、じゃあ次に、棕田委員に説明をお願いします。

◆棕田昇一 委員 もう1枚のペーパーのほうが私です。私も、ほかの部分でも意見はありますが、とりあえず文章として提案しといたほうが委員会での議論がしやすいのではないかと思うこの部分について、ちょっと文章を提出させていただきました。

2ページの最後にあります、「また、「旧市立病院跡地」新築、「現本庁舎駐車場」新築のどちらにも反対であるという意見もありました」という部分に続けて、以下の文章を入れたほうがいいのではないかと。なぜかという、反対の意見もありましたというだけで、じゃあそれがどういう意見がどういう理由であったのかということが全く不明確ですので、そういう意味です。読んで紹介をします。

その内容は、住民投票で示された耐震改修を基本とする市庁舎整備を行うべきであるというものです。その主な意見としては、住民投票は市議会が発議した条例によって実施したものであり、その結果は尊重しなければならないこと。また、住民投票後に2つの団体から出された住民投票には瑕疵があり無効である。したがって、市議会は住民に陳謝して責任をとるべきであるという趣旨の陳情に対して、本委員会は全員一致で住民投票自体及びその内容に瑕疵はなく、有効であるとして採択としたこと。まずこれです。これは、先ほどの伊藤委員の御意見とも関係しているか、重なる部分でもあります。ただ、もう一つは、住民投票のことだけではなくて、この反対意見の中身として、以下私が申し上げたことですが、ほかの委員の意見で取り

入れるべき点があれば取り入れたらいいと思いますし、集約できる表現があればそのように修正することはやぶさかではありませんが、とりあえず読んで、ここも紹介しておきます。

また、人口減少と厳しい財政状況という時代において、地方創生、中核市移行、公共施設及びインフラ更新問題など、国も地方も大きく変動する政策が検討されている途上であり、それを見きわめながら長期の整備計画は検討すべきである。したがって、今は耐震対策など、必要最小限の整備にとどめるべきであるという意見でした。以上であります。

◆**中西照典 委員長** 2名の委員の方からの修正案が出ました。

まず、初めに言われた伊藤委員の案からそれぞれをしていきたいと、協議をしていきたいと思えます。

この件に関しましては、議員間討議になろうかと思えますので、今から議員間討議に入るということを委員長としては申し述べておきますが、よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。まず伊藤委員の文面、出されたところに関して、それぞれ協議をしていただきたいと思えます。

ただ、ちょっと1点、委員長からですけど、僕は委員長として合意、先ほど言われました「委員長が合意を図りましたがまとまらず」というのは削除になっておりますけども、委員長としては、そのことに関しては削除していただかないほうがというふうに思っております。

何か意見がありましたら。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** ボーダーで引っ張った部分が削除ということもありますし、加える部分として住民投票に瑕疵はなかったということも改めてということですけども、これは3次で片がついた話でして、市民にこれを改めて記述する必要はないということで、私は全くこの削除の部分も加わえる部分も反対をいたします。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、いいです、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 今の、この現在の特別委員会の中の陳情審査において、やはり住民投票には瑕疵はなかったということを確認しておりますので、私はやっぱりこの特別委員会でやったことだから書く必要があるということと、あと中間報告で、住民投票の結果については各委員の認識が違ってってというようなことを中間報告に書いているわけだから、やっぱりそれに対しても答える必要があると思うので、最終報告の中にやはりこれは必要だと、唯一共通認識があることを改めて書くというか、この委員会でやったわけだから、それは必要だと思います。

それから、削除の部分ですけども、前に委員長は委員長の意見で言われましたが、下のほうのぼつと最後消している部分なんですけど、私が削除したほうがええと思つるところを、逆に削除することでどんな不都合があるのかなと思うんですけども、それはどうでしょう。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、伊藤委員のほうから、委員長最終報告に対して削除する部分、これが削除することにどのような不都合があるのかという御意見だったわけですけども、まず、この削除部分の1段落目について、「本特別委員会の最終報告を踏まえ、早急に進められる」ということについては、これを認めないということは中間報告、また、この本委員会でお互い全ての委員

が合意を見ているこの庁舎問題というのは喫緊の課題であるという認識、この委員会の認識に反するものだというふうに私は思います。ですから、この「最終報告を踏まえ、早急に進められる」というこの文章は極めて重要な私は文言だというふうに考えております。これを削除するということは、これまでの議論の否定にもつながるというふうに思いますし、また、2段目の具体的に検討すべき事項が多くあり、改選後の新しい議会において云々、調査研究を続ける必要があるということについては、これは私たちのこの議論の中で、庁舎の将来像をどうすべきなのかということをごをこれまで議論をしていっているわけですし、市民もそれを望んでいるわけです。ですから、私たちが執行部とともにこの庁舎の将来像を引き続き調査研究をしていく、このことは当然のことでありまして、それを否定するということは議会の責務を私は放棄することになる、このように思うわけで、削除をする理由はないと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私がなぜこれを削除したほうがいいかと考えたのは、この特別委員会で採決の結果、旧市立病院跡地に新築すべきという方向が出されたということですから、でも、それを本当に実現しようと思えば位置条例が通らないといけないわけなので、私が削除したほうがいいというところをそのまま残した報告書にすれば、何かすごく位置条例がどうなるかもわからないのに、こんなことまで踏み込んで書いてええんかっていうような、そういう報告書になると私は思ったので要らないなと思ったのですよね。おかしいですかね。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、位置条例にまで踏み込んだ御意見を言われましたけども、そこまで踏み込んで私たちが今この特別委員会の最終報告、議論すべきかどうかということは、私は少し違うのではないかなと思います。これまでの特別委員会の議論の結果を踏まえてこの最終報告が文言としてあらわされ、そして将来像をこの特別委員会の中で議論していくということですから、その特別議決、位置条例については、私たちが今この議会として提出すべきものでもないと思っておりますし、当然市長の権限のもとでそれは出されていくことですから、私たちがそこにまで踏み込んで議論すべきことなのかどうか、この委員長報告との整合性というのはとれてないというふうに思います、伊藤委員の意見は。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 最初に住民投票のことについてで瑕疵があったかなかったかということ、これは共通認識だと。この共通認識は第3次で済んでいる話なのですと私は言っているのですよ。それはこの4次の特別委員会の中でも何度も伊藤委員は言われました。それ、確認のために言われたのだと思いますけど、改めてこれを議会で市民にも示す必要性のある文言ではないと。それから先のお話を今しているのです。それでどうしたらいいのかということをごを急いで結論を出そうとしているのですから、この瑕疵についてということをごをあえて上げる必要はないと思っています。

それと、先ほど伊藤委員が言われた3分の2が否決されるとどうなるのかわからないのにと、あたかも否定されることがわかっているように表現されますけどね、否定されることは正しい議論だというふうにとられるような考えで言っておられるのでしょうかね。私、全くそういう

こと自体が不思議でならない。正しい判断がきちんと議会の中で示されるものだと私は思っていますから、3分の2にこだわる必要は全くない。そういう意味では、この経過の中でいろんな問題が出てきました。かみ合わなかったことも確かです。ですから、そういったものに対してまだまだ課題はあるのですよということをつけ加えるためにこの3つがあるわけで、このことに対して市民に示すには十分な言葉だと思っておりますので、これを削除するということには反対だというふうに言わせていただきます。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。今、削除部分と加筆部分がありまして、加筆のほうは棕田委員の意見ともこれは重複していますね。ですから、これは一緒にするんで、まずこの削除の部分だけを取り上げて皆さんと協議していただいて、削除するのがいいのかどうなのかというのをまず初めに皆さんで協議してもらって結論を出していきたいと思います。どうですか、そのやり方は。意見ありますか。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 意見というより進め方ですけど、削除は2カ所ありますけど、どっちの削除から、委員長。

◆**中西照典 委員長** これは、削除はどちらもですね。どちらも審議しますから、そういう進め方がいいかちょっと諮ります。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 削除は棕田委員の言われた部分にもかかわるということで考えると、今議論として住民投票に瑕疵はなかったということ、このことの扱いはこの扱いだけで加えるか加えないかという議論はできると思うのですよね。だから、その部分を先に議論をしていただいて、その後削除する部分の扱いを進めていただいたほうがいいのではないかなと思うのですけど。

◆**中西照典 委員長** まず、私は削除のほうを初めにと言いましたけど、伊藤委員、棕田委員のほう、どちらも住民投票のことにに関して瑕疵ありなしの話が出ています。それをまず議論して進めるほうがいいという意見がありましたけど、どうですか。いいですか、それして。

じゃあ、まず削除の部分の初めにもう少しあれば。**(発言する者あり)** いやいや、一応尽くされてればいいんだけど、尽くされていなかったりほかに意見があれば。なければこの住民投票のほうに行きますけど。**(発言する者あり)**

じゃあ、住民投票の瑕疵云々についてのことについて。

じゃあ、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それこそ私の提案とも関係しますので、先ほど有松委員が、3次で片がついていることと。3次というのは第3次のこの特別委員会ということですよ。もう少しその3次で片がついているということの意味合いをちょっと御説明いただけますか。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 議論の中での受けとめ方はそれぞれ違いますから、現在にも引こずっておると、議員それぞれの受けとめ方が違うというのは指摘のとおりだというふうに思いますけども、片がついておるといのは、報告は済んでおるといことなんです。そういう議論も済まされたという中で、改めてここに持ち上げるべき事柄ではないという判断です。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 この報告の素案の1ページ目の初めのほうに、「現在までに、37回の委員会を開催し」というところから始まる部分に専門家委員会のこと、それから請願・陳情のこと、それからこの全体構想素案のことと、こういうことが記されていますが、まさにこの請願・陳情の審査にかかわって現在の我々を第4次と表現するのであれば、第4次のこの我々の委員会で私が文面に書いているこの2つの団体からの陳情が出されて、先ほど朗読をして紹介しましたように全員一致で不採択としたと、まさにこれは第4次の我々の任務、経過のことでありまして、第3次というのは勘違いか誤解なのではないかというふうに、これが1点です。

もう1点は、それにも関係しますが、前回のこの特別委員会で最終的に旧市立病院跡地に新築移転という結論については多数決でそれは決まったわけですが、しかし、この委員長の最終報告ということで、まさに我々の第4次のこの特別委員会の調査研究の中身を委員長報告として最終報告するということでもありますから、先ほど申し上げましたように、結論は多数決での旧市立病院跡地新築移転ということであったとしても、その経過と中身にかかわって重要な反対意見ということにもかかわる部分ですので、この点は必要だと思いますし、最後一言申し上げますが、第3次ということではなくて、これは第4次でちゃんと我々が結論を出したことだと、このことを申し添えておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 今、椋田委員が言われたとおり、3次の後にそういった審査の結果があったということは当然認めますけども、それ以前に3次の中でそういう結論、瑕疵はないという結論に至って、その後に出てきたものに対してそれに従った議会の全員の認識でそういう扱いがされたということですから、それは私から言わせれば時期がそうずれとるだけであって、4次に扱う議論ではないという表現で私は言っているつもりです。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 我々議会の中の我々委員の中の議論ということで言うと、今、有松委員が言われたのも一面あるいは一理あるかもしれませんが、しかし、住民、市民団体からその陳情が出て、それを審査してきた我々としては、それはもう3次で片がついていることだ、そういう意味で言うと不採択の理由として、それはもう3次で片がついていることだからと、こういうふうにするべきだったのであって、先ほど紹介したようなことが全員一致での結論、不採択の理由ですから、これはやっぱり事実、経過は経過として市民に対しての返答という重要な側面もあるわけですから、これはやっぱりちゃんと示していくべきだというふうに思います。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 この報告は調査の事実に基づいて結論を出すということということだろうと思います。そういう意味で言えば、住民投票に瑕疵があったかなかったかというような議論はなかったわけですし、ただ言えるのは、住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っておったと。だからこういう意見の対立になったわけですし、あるいは、以下の文章を挿入するところありますよね。椋田委員のとこですか。その理由として、耐震改修を基本とする市庁舎整備を行うべきという意見があったという、これも事実だ。そういうことに対しては、

僕は逆に記載してもいいじゃないかというふうに思っていますけども、議論のなかったところまで記載する必要はないし、報告自体は調査の結果を事実に基づいてきちんと報告をして、結論を出して報告をするということですので、文章から言えば、その住民投票の部分から言えば、今言いましたように、住民投票の結果についての認識の違い、あるいは、意見としては市立病院新築、現本庁舎駐車場の新築、どちらにも反対する理由はこうこうであったというこういう事実ですね。これについては事実ですから、それは皆さんが合意すれば載せれば良いというふうに思いますが、そのほかの部分については載せていく理由はないというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、3次だ4次だというような議論になっているのだけど、こういう住民投票に関する陳情っていうのもいろんな団体からいろいろ出てきたのだけど、事実確認ということで何年の何月にどんな団体からこういう陳情が出たという、そして、この特別委員会が3次であれ4次であれどのように結論を出し陳情者に対して返答をしておるのか、そこらは事実確認という意味で、事務局、わからんかな。

◆中西照典 委員長 時間がかかるようです。調べていただいて、その間。
寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私は、これは載せる必要はないと思います。3次、第4次と言っておりますが、委員会の問題は。非常に私が思うのは、住民投票の地点のまたもとに話は戻るかもわかりませんが、その地点では工事費を優先されたと、20億と、関係ですね、比較。(発言する者あり)ええ、それで結果的には条例で、専門家委員会できちっと決めて、その流れはずっときておるわけです。それで第4次で、きちっと今度は執行部から我々が受けて中間報告をし、最終的報告は喫緊の課題ですよ、これはね。当然、今度は執行部のほう、ボールを返さないけんわけです、報告として。ですから、この問題についてはもう、過去の第3次ですね、その前の段階の話というのは必要ないと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私は、この特別委員会でも、市民の皆さんにわかりやすいように原理原則をお話しておりますけれども、この前の委員会でも若干触れさせていただきましたが、この市役所を新築移転するためには議会の3分の2の特別議決が求められる。そういうことで我々議会も議論をやりました。その中で、3分の2という高いハードルの合意をいずれの案も持ち得ないという形の中で、市民の皆さんが住民投票の請求をされた。その折に、我々議会は対案がないということで否決をしたでしょう。だけでも5万人以上の皆さんの署名が提出された。これはリコールに匹敵するぐらいの大きな署名数だと。そうであるならば、我々議会が対案をつくって住民投票にかけて、市民の皆さんに過半数という最終の審判をお願いした。これは我々36人が全会一致でこの2つの案をつくったわけですよ。そして、住民投票で鳥取市が進めておる旧私立病院跡地の新築移転をノーだとおっしゃった。もしこれが仮に住民投票をやった折に、私立病院跡地に市民の皆さんの指示が多かったら、ここまで住民投票を求められた市民の皆さん方にしても、最終的に市民の皆さんに審判を仰いだのだ。そこで納得される話ですよ。鳥取市

長も、その結果に基づいて耐震改修の意思が明らかになったので、その方向で進めるとおっしゃった。

しかし、今の流れというのは新築移転で、私立病院に持っていこうという話ですよ。やはり、我々議会が全会一致で提案したその結果に従わない、これがやはり原理原則論から外れているのですよ。だからいまだに今日までの長い議論になっておる。このことをやはり忘れてはなりませんよ、我々議会人は。私はこのように思います。反論があれば聞かせてください。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の橋尾委員の御意見の反論にもなりますし、また、椋田委員から提出をされた修正文に対する私の反論にもなろうかと思しますので、意見は言わせていただきたいと思します。

まず、修正文につきましては、これ大変、非常にうまくつくってあるなというふうに私も思うわけなのですが。まずは、市民の皆さんから、団体から出されたこの陳情の扱いですね、橋尾委員のほうからも要請があったので、また事務局のほうから、この住民投票に付されたその内容についての瑕疵とはどの部分を差しているのか、これを明確に私はしておかないとこの議論は前に進まないなと思っていますね。毎回このような住民団体から出された意見の中には無効であると、それに対して議会は、委員会は、全会一致で瑕疵はなく有効であるという、この関係性を住民投票の結果ということに結びつけている文章になっているわけですが。1点は先ほど言いました瑕疵とは一体何なのか、住民団体が出されたその住民投票の瑕疵とは何かということですね。ここを明確にしておいていただきたいということと、それからもう1点、私たちがこの住民投票は瑕疵なく有効だとした部分。これは何が有効として私たち委員会が全会一致で認めたのかと、不採択としたのかと、失礼、不採択としたのかと、この関係性をしっかり見きわめておかないと混乱する内容になるというふうに私は思っておりまして、それで、これは事務局のほうからまたこの点については御説明があると思します。

それで、先ほど橋尾委員のほうから住民投票が原理原則なのだという御意見があったわけですが、その行った住民投票の結果に基づいて、本議会でも紹介させていただいた中央大学の第三者の論文がありますね。これは委員会にも提供されたのかな、ごらんになっていると思しますが。これは中央大学の住民投票における争点提示と民意の正統性ということで、耐震改修だけが唯一絶対の対案だったのかと、建設費20億円と固定する必要はあったのかと、これが1点目。それから2点目は、住民投票においてはどのような案が対案として妥当かという議論が不十分だった。これは委員会に提出をされた、まず対案自体の中身の議論というものが不十分だったというふうにもとれるというふうに私は思っておりますし、また3点目は、耐震改修案の建設費について必要最低限の精査もされないまま、住民に情報が提示されたという指摘が成り立つんだと。そして、争点提示の不十分さと相まって、投票に参加した有権者の多くにとっては両案、1案、2案を相対的に比較して選ぶというよりも、新築移転案にオールオアナッシングの選択をせざるを得ないものだったというふうに、これは結論づけているのですね、この中央大学の論文が。

ですから私は、こういう第三者のこの見解を見ましても、必ずしも住民投票で耐震改修案が

選択をされたから、それが原理原則というには少し議会としての議論も不十分だというふうに思いますし、私は住民投票で選ばれたからこそ、何度もこの委員会で言いましたけどね、選ばれたからこそ3次の特別委員会を設置して、その提案された耐震改修及び一部増築案について、果たして本当に20億でできるのかどうなのかということを議論してきたわけですよ。そして、その案に基づいて、どこまで近づけていけるのかということをやりましたよね、私たち3次で。その結果、実現困難という結論が導かれたわけですね。そう考えるといつまでも住民投票が全てであって、その住民投票で選ばれたその耐震改修案自体が、今、ノーという議会としての結論を得ているのに、そこに原理原則をもってくるというのは、私は将来の庁舎像を考えるとよくなかなか納得できないものがあると思いますよ、市民の皆さんにも。私はそういうふうに思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、桑田委員のほうから陳情、工事費、それから条例案、3つ例に上げてお話をされました。私は今、桑田委員のお話を聞かせていただいて論点のすりかえはやめていただきたいと、このことをはっきり申し上げたいと思います。

まず、陳情の件で、住民投票に瑕疵があり無効であるという陳情が出ました。私どもは住民投票が有効であると当初から思っておりました。しかし、委員会で全会一致というふうになりましたよね。それは今、桑田氏のほうが瑕疵とは何なのだと、我々に回答を求めてこられました。我々は最初から瑕疵があるなんて思っていない、有効な住民投票だと思っておったわけですよ。それを新築移転の推進をされている委員の皆さん方のほうから瑕疵がなく有効だと、瑕疵がないと。あなた方がおっしゃった話で、反対に、瑕疵がないということをお我々に回答を求められたけども、桑田氏のほうからそういうお話をされるのであれば、明確に回答をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど工事費のお話もありました。皆さんもよく覚えておられると思いますけども、条例案を決定する折に、その20億という工事費が大変大きな議論になりました。本来住民投票というのは、鳥取市が進めておる計画に対して丸かバツか、これが住民投票の基本ですよ。ただ、それでは鳥取市が進めておる計画が否定された場合に計画が白紙に戻る、だから対案をつくろう、そういうことで全会派が集まってこの条例案をつくったわけですよ。その折に、最後の詰めの段階で、この金額の問題が大きな争点となりました。提案した市民の会、市民の皆さんがつくられた、それを我々結が代弁をして提案をしました。その最終の折に、住民投票をやるのであって金額が問題となるのであれば、新築案も耐震改修案も金額を抜いて住民投票にかけたらどうかということをお提案させていただきました。しかしながら、最終的には条例案の中にこの工事費が入った。これも全会一致で決めた話であります。これについても、先ほどの桑田委員のお話を聞いておまして、私は納得しがたいところがありますので、もう一度詳しくお話をしていただきたいと思います。

それから、3つ目の条例案、これも全会一致36人で可決をし、市民の皆さんにかけた問題があります。我々がどうのこうのという話ではないというふうに思います。やはりそういう条例案をかけるまでに中西議長が座長として、本当に全会一致で全員が合意をとれる条例案をつく

ろうということで、大変深夜に至まで議論を深めてまいりました。全会一致で出した議会の総意、これを今そのような3つの案を例えにして言われるのは、私は反対に論点のすりかえどとはっきり申し上げたいと思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 橋尾委員が論点のすりかえと言われますけども、その前に、今の議論を聞かせていただくと、まるで3次の初期の段階と言いますか中盤と言いますか、市民の皆さんから見られたらVTRでも見ておられるのかなという議論にしか私は聞こえません。私はこの議論は、余りこれ以上続ける必要はないと思います。考え方として、我々この4次の特別委員会は、現在地でのこの本庁舎の耐震化を進めるべきなのか新築するのか、こういった部分に絞ってこの特別委員会はスタートしたものですから、その部分に関する内容の議論ということであれば上げる必要がありますけども、そういった部分以外の過去の議論が出てくるから私は必要ないと言っているのです。以上です。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この委員長報告の素案の一番最初のところ辺に、「37回の委員会を開催し、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告及び請願・陳情の審査並びに鳥取市庁舎整備全体構想（素案）について議論を重ねてまいりました」と書かれてあります。それで、前回の委員会でも言いましたが、この全体構想の素案の中の2ページに、住民投票に対する執行部の評価といますか、何か指摘事項みたいなようなそういったことが書かれているわけで、それでそこをちゃんと議論しないといけないじゃないかって言ってきたけど、結局それはされずにきょうに至っているわけだから、全く新しいことを持ってきて住民投票に瑕疵はなかったっていうことを入れたわけではなくって、特別委員会でちゃんと審議しましょうよって言っている、その全体構想の素案に載っかっていることをちゃんとしてきてないわけだし、市民にとっては本当にわかりづらいことになっていると、中間報告ではああいう報告をしているわけだからね。だから住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っておったと、それは事実として書いて、だけど唯一やっぱり、共通認識になっている部分を明らかにしないと本当に市民にとってはわけのわからないまま終わってしまうと思ったので、出しているだけであって、第3次で決着ついたとかそういったことではないですよ。

◆中西照典 委員長 河村次長のほうから、先ほどの件について、どうぞ。

○河村敏 市議会事務局次長 調べました。鳥取市庁舎整備に関する陳情ということで、平成25年の2月8日に、鳥取市民の安心・安全を考える会っていうほうから出ています。もう一つは鳥取市庁舎整備についての陳情ということで、市庁舎耐震改修の白紙撤回を求める会っていうのが、24年の11月30日に陳情を出しておられます。回答ですけども、昨年3月13日にどちらとも不採択です。理由としましては、住民投票自体及びその内容については、瑕疵がなく有効であると考えられるためということで回答しております。

◆中西照典 委員長 経過は今のとおりであります。

椋田委員。

◆椋田昇一 委員 まさに今の経過のとおりでしてね、決して3次で片がついたということではな

い。それを片がついていることだな、過去形みたいなことで言うと陳情者、市民に対して、本当に失礼なことだと思いますよ。なおかつ、先ほども申し上げたように、この報告書（素案）の初めのほうにも陳情、請願についても、もちろん各種の審査をしてきたと、そういう中でのまさに事実経過にかかわる部分ですからね。新築云々の結論は意見が分かれましたが事実の経過は経過ですし、少なくともこの住民投票にかかわるその陳情、あるいは住民投票に瑕疵はなかったということについては、これ全員一致の我々の意見だったわけですから、そのことを確認しておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 言葉尻を上げるわけではありませんけど、私は決して片がついたというようなことで軽んじて言っているつもりはないのです。ただ、議会の進め方としていろいろな議論をし、確認をし、その議論についてはこうだねということを確認ができたからこの陳情に対してでも不採択という結果が出たのであって、その部分に関しては片がついたという話ではなしに、その部分に関しては踏まえて前に進むべきであって、その部分を一々この時期に上げることこそが市民に対して混乱を上げるものになるのだということを言っているのです。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は市民に対して決して混乱を与えるものではないと思います。何を思って市民が混乱するのかですね、私は混乱なんてないと思いますよ。ただそれは、有松委員や私がお互いに、ああ、私はあると思うとかないと思うとか、そんなことを言っとってもいけませんから。ですからお互いに混乱があるとかないとかそんな議論はやめましょう、それは必要はない。まさにこの第4次の我々のスタートからの経過の中での、しかも重要な点の一つですから、まさに事実を事実としてしっかりと示して、最終的には多数決ではあったけどこういうことになったというのが特別委員会の結果だというふうに、そこを淡々と整理すればいいんだと、こういうふうに思っております。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 ですから、その多数決という部分に関して、この部分に上げるか上げないかという議論は十分私も必要な部分だろうと思って議論をさせていただきますけどね、それ以外の部分に関しては、私は何度も言いますが、混乱という言葉が適切でないと言われましたけども必要のないといいますか、我々の目的以外の部分をこの中に書き込むこと自体が、いかにもこの課題がずっと議会の中でも残っておるように言われますけども、議会としての議論はある程度方向は確認ができた議論ですから、それはいろいろ受けとめ方がありますんで、心の中とか全ての採択に関して賛成でない、反対という意見がある中では、どの議案に対してでも扱いが残ってくるのは当然のことですけど、その部分を殊さらピックアップして大きくクローズアップする必要はないということです。

◆中西照典 委員長 この意見は、この委員会が始まったときからずっと住民投票に関して上がってきている、そのために持ち上がってきている意見です。ですから先ほど有松委員、椋田委員が言われるように、それぞれの意見の違いがありますので、これはいずれ皆さんにお諮りしますが、そのほかにそのことについて。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私は先ほども申し上げましたけども、この4次の特別委員会で議論してきたその結果について、委員長報告、最終報告として、この修正文の文言については述べるべきではないという意見なわけですけども、その理由として先ほど申し上げた次第でありまして、その一つ一つを書かれている文章の内容について私なりの、これはこうだから違うのだということでも申し上げたわけですが。さらにちょっとだけつけ加えると、先ほど事務局のほうからも説明がありましたけど、住民団体から出ているこの陳情についてのこの瑕疵という、瑕疵がある、無効であると、この瑕疵がどこにかかっているかということ、これは住民投票それ自体というよりも、住民投票に付されたその2案について瑕疵があると私は読んだわけです。

そして、私たち委員会が全会一致で住民投票は瑕疵がなく有効であるというのは、それは先ほど言った個別の瑕疵云々、そういったことを精査した上で住民投票それ自体に瑕疵があるのかないのかと言われれば、これは瑕疵がないのだ有効だという、そういう理由で全会一致ということにしているわけでありまして、ここの個別の問題と、それから住民投票それ自体ということ、私はよくこころ文章を読んで考えないと、何か住民投票それ自体が、団体が無効なのだと言っているということではなく、住民投票のその中身自体が、出された案、これに瑕疵があるのだと言っているわけですし、こういう対比の仕方というのは私ちょっと市民には理解できづらいだろうかと、私たちが委員としてこの議論をしているからこそわかる内容であって、こういうような書き方というのは非常に理解しづらい。

それと、一番最後の耐震対策など必要最小限の整備にとどめるべきであるという意見については、これは前回の、19日の棕田委員のとりあえず耐震、将来、新築もあり得るなという御意見なのだろうと思いますけども、これについてはやはり合併特例債の発効期限、有効期限ということを考えればとりあえず耐震改修をして、将来、鳥取市の全額負担となるような、やはり方向性というのは私は議員として、これは財源の上からも語るべきではないというふうに思いますので。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員、ちょっとそこのところは、まあ、踏み込んでないので、そこはちょっとやめてください。

◆**桑田達也 委員** ああ、そうですか。いずれにしても、ここの修正文につきましては、私は必要ないというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 何回も言うようですけども、住民投票の瑕疵自体の議論はなかったわけですよ。それについて話し合ったこともないものを入れる必要はないというふうに思いますし、それを前提の上で言えば、住民投票の瑕疵というのは、私たち議会説明会をやりましたよね、議会説明会を。住民投票に対する議会説明会をやりました。そのときに議長はどうしてやったかということ、条例には瑕疵はないと、条例の中身にも瑕疵がないというので言ったわけです。その内容というか、20億とかなんとかちゅうのじゃなくて、条例と条例の内容には瑕疵がないということで、そういう表現をして議会説明会をやられました。それに基づいて私たちも瑕疵はなかったのだというふうに説明しましたよね、住民に対して。そういうことであってその20億

とか、それともこれでできるとかできないとかいうような議論の中で、説明会をして市民に説明したわけじゃないのですよね。だから、その辺のところはちょっと混同されていてお互いに勘違いがあるじゃないかなと、その認識が違うじゃないかなというふうに思います。私たちというか、私はそういう感覚で説明会にも臨みましたし、今の報告書に対してもそういう感覚で携わっております。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとその瑕疵の中身が何なのかっていうので、ちょっとこんがらがっているのですが。要は条例には瑕疵はないのだけど、具体的な中身ですよ、附された中身ね。**(発言する者あり)** うん、だから要は、その条例そのものは別に瑕疵はないのだけど、それに附されている具体的な中身についてはおかしいって言いたいわけですか、瑕疵があるっていうか。

(発言する者あり) 住民投票に瑕疵はなかったという、せっかくその共通認識持っていたと思っていることが、何かその中身でまたちょっとそんなに意識が違うのかっていうので、新たな驚きがあるのですが。先ほど話し合っていないことを書くことはないって言われましたよね、瑕疵はないのかってそういうこと議論してないわけだから書かんでもいいって言うような意見言われたけど。話し合っていないじゃなくって、陳情、審査では当然そこは議論したし、それに何度も何度も言いますけど、住民投票のことちゃんと議論せんといかんって言ってきたのに、それを取り上げてこなかったわけでしょう。ちょっと私すごく、何かおかしいですよ、言われていること。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 ですから、極めてシンプルな話なのです。伊藤委員の言われている住民投票を行ってしまったという責任度については、これは今の特別委員会の範疇ではないと思っているのです、私は、前にも言いましたけども。それはそれで議会として今の任期中に住民投票を行ってしまった、誤った内容によって行ったと言われている市民の方が多い、そして伊藤さんもそのようにおっしゃっておられるわけで、そうであるならば、この特別委員会ではなく議会の責任として、この任期中に改めて住民投票の中身について議会の責任をしっかりと明確にするための何らかの検討会とか、それを立ち上げれば良いというふうに私はずっと言っているわけですし、まずは住民投票を行ったその後の私たちの議会の責任として、その住民投票に沿った、その選ばれた2案が果たして実現可能なか困難なのか、そのことを第3次でやったわけですから、議論をして実現困難ということになったわけですから。**(発言する者あり)** その後、耐震改修一部増築案に関する特別委員会ですよ、3次は。それを3次の特別委員会やったわけです。その後、経過は一々説明するのも何度も何度もなりますから、よく御承知だと思いますので、今、伊藤委員がおっしゃるその議会としての住民投票の責任ということについては、この特別委員会ではなく、新たな検討会なりそういったものを経て住民に説明すればいいと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 桑田委員の御意見もそれはわかりますけど、ただここに市庁舎整備全体構想(素案)について、この特別委員会は議論するのだと。その素案の2ページに執行部の評価が書かれているわけですね、それを抜きにしてですよ、そのことが抜きにして後に出てくるいろん

な4つの案だどうのこうのって議論してきちゃっているけれども、そもそもその議論の仕方の順序が間違ってきているわけですね、おかしいですよそんなの。普通の考えのものにしたら、もう全くわからないことを言われているので、私本当にわかんないけど。

だって、ちゃんとこの全体構想の素案に乗っかっているのだから、住民投票が、実現できない内容を選択肢の一つとして住民投票が実施されたこと、実現できる機能とそれに要する費用についての議論が不十分だったことっていう、その執行部の住民投票に対するその評価が書かれているわけでしょう。これについてちゃんと議会としてどうなんかっていうことがないのに、あとの議論というのは本当はするべきではないわけでしょう。私はここが本当にちゃんとされてないのにずっとやられてきたから、今この段になってこんなことになっているわけじゃないですか。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員はそのようにはずっと言ってこられましたけど、この委員会は市庁舎を新築するのだと、それでその中で旧市立病院跡地か現本庁舎の駐車場の跡地かをどちらかにしようということで議論をしてきました。これについてはしてきまして、この間結論を出しました。あくまでも委員長報告はこの議論の中でやって、委員長報告は出していきたいと思っております。それぞれの意見はあります。それから先ほど言われたように、どうも平行線をたどってそれぞれの意見は意見として行くのだということになっておりますので。

この今の住民投票の瑕疵が云々については、どこかでこれを文言として挿入するかどうかという結論はとろうと思っております。そのことに関して……**(発言する者あり)** ちょっと待ちなさいや。そのことに関して、そういう方向でいきたいと思っておりますけれども。

じゃあ、 椋田委員。

◆**椋田昇一 委員** 委員長、この間もちょっと苦言申し上げましたが、私が委員長の発言を遮って発言をしたのなら、待ちなさいよってあると思いますけど、委員長と発言を求めただけですからね、お待ちくださいと、待ちなさいよ、そんな失礼な表現はそれは失礼だと思いますよ。待ちなさいよという表現は失礼じゃないですか。**(発言する者あり)**

発言続けます。

◆**中西照典 委員長** 待ってください。

◆**椋田昇一 委員** はい。

◆**中西照典 委員長** 委員長に対して、私がなぜそういうことを、私がしゃべったのを何回も何回も、強制するように手を挙げるから待ちなさいよって言うただけですよ。1回すればわかりますよ。自分の意見が終わった後、あなたに当てようというのは。委員長が話をしとるときに幾度も幾度も、委員長、委員長っていうのはそれはプレッシャーになるでしょうが。だから待ちなさいよって言うただけですよ。

◆**椋田昇一 委員** 私が声を発声してであれば妨害かもしれませんが、一度は委員長って言いますよね。それをプレッシャーになるということであれば、私も委員長にプレッシャーに与えないように配慮したいと思いますが、もう少しお互いにしっかりとやっていかないといけませんよね。

今の中身のところですが、さっき瑕疵の部分の話がありましたけど、どういのでしょうか、

それはそれで、やっぱり反対する者がどういう意見で反対をしたのかという意見を入れてほしいというのが、入れるべきだというのが修正文の提案でしたし、その中でも多少の表現の違いはあれ、伊藤委員、私とともに提案しているこの部分は全員一致の部分ですからね、そこは、それを入れることが何か不都合とか、かえって混乱を来すということのほうが私は、なぜそうなのだろう、不思議でならないですね。何度も申し上げますけど、意見の分かれる部分は最終的に、残念ながら多数決ということでその結論は出ているのですけどね、やっぱりその経過にかかわる部分で、事実にかかわる部分ですから。その少数意見として否定されたものですから、少なくとも、下村委員も言っておられましたけど、そういう意見があったということは載せてもええじゃないかな。で、私はそういう意見があったということは、少なくともその意見の理由のところまでやっぱり示したほうが、皆さんに理解がしていただけやすいじゃないかと、こういうふうに思っているわけですね、そのあたりあとの取り計らいでよろしく願いしたいと思います、委員長。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 その委員長報告の文言に対する理由を付すべきだというそういう御意見ですけども、私はあえて、委員長、これ、最終報告の文書について述べてもいいんですかね、そのほか。

◆中西照典 委員長 はい、今はそういうときですから。述べてください。

◆桑田達也 委員 そうしますと。

◆中西照典 委員長 で、皆さんに言っておきますけど、ここで1回出していただいて、どちらにしても際限なくということになりませんので、やはり自分がこれだけは言っておこうと言うことだけは言っておいてください。その後、ああ、あれあった、なかったということがないように。一応ポイントだけは、この点はこうしてほしいとか、それだけは文書として出ているのはこれだけですけども、際限のないような意見にならないようにお願いします。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 私はこの委員会に特に修正文というものは提出しておりませんが、委員長報告の中の今議論になっております、また旧市立病院跡地新築、現本庁舎駐車場新築のどちらにも反対であるという意見がありましたという、ここは、私は削除すべきだというふうに思います。

それはなぜかという、この第4次の委員会の議論の経過を踏まえて、果たしてこの2行が議論として成立するのか、委員長報告として成立するのかというふうに思うわけですね。確かにそのような意見があったわけですが、最終結果としては、19日の採決においては、委員長の各委員の意見を聞いた後に出た私なりの結論は、新築移転という意見、それから耐震改修すべきだ、現地に耐震改修すべきだという御意見、そして現地に新築をすべきという結論に至った委員の方もありました。さらには、副委員長のほうからは、この現地、駐車場に新築、そして椋田委員のほうからは、とりあえず耐震改修、将来新築ありき、あるのかどうなのか、そういう御意見、5つに分かれたというふうに私は思っております。そう考えたときに、そういう御意見、いろんな意見があったわけですけども、しかしながら中間報告以降、最終報告を目指

す私たちの議論は、どこまでもこの市立病院跡地新築なのか、それとも現本庁舎駐車場に新築なのか、この2案で少なくとも中間報告以降は議論をしてきているわけですし、そのどちらにも反対だという、まずそういう意見自体がこの特別委員会の中で成り立つのかどうなのか、私は非常に疑問に思っております。ですから、私はこの2行については削除してもいいのではないかというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** それは、削除してそれぞれの意見を書きなさいということですね。書く必要もないの。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私もせっかくそういう意見が出ましたので改めて言わせていただきます。

桑田委員も言われましたけども、中間報告以降の我々の検討事項というのは、いずれかに新築という議論を深めていって最終結論を出すということが我々の目的でした。そういったことを考えると、この2ページ最後にあるというくだりのあとにまた旧市立病院跡地新築、括弧ですけども、現本庁舎駐車場新築のどちらにも反対であるという意見もありました。これは、本当にその中間報告以降の議論には入っていない議論なのですよね。ですから意見はありましたけども、この中身の理由を挙げる必要は全くないと私は思っています。この2つの中での議論が分かれたということであれば、その内容、理由を記することは、付することは必要かもしれませんが、それに関係のない理由なんか、なんかという言い方はいけませんね、理由をつける必要はないと。ですから桑田委員は、この2行も削除していいというふうに言われましたけども、異論があるということを出とる意見としてはこの2行にとどめるのであれば、載せることは可としますけども、それ以降の理由については全く必要ないと。本当は削除してもいいぐらい私は思っていますけども、中でもやはり、この二、三回の議論の中でしょいかね、どちらにも反対だというような御意見に変わられた方もいらっしゃいました。ですからそれは事実として意見があったということにとどめるのであれば、この2行は書き加えても意味がありますけども、それ以降の理由に関しては必要ないと私は思っています。

◆**中西照典 委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 私も有松委員と同じですけど、この意見というのはあっても特に問題はないかなと思います。ですけど、この委員会が中間報告以降、ずっとそれまでは5つの案でいろいろ取り組んできて、耐震か新築かっていうことがありました。新築という方向になったのは中間地点で決まりました。それから以降12回行っているわけですよ、議論全て。12回行ってきとるわけですのでこの辺はきちっとした、新築を基本とした話し合いですので深いこの説明事項は必要ないと思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** どちらの新築に対しても反対であるという意見もあったっていうのは本当のことなので、やはりそれはちゃんと報告には載せていただきたいと思います、それは。

それとあといろいろ意見聞いていて、中間報告以降はどちらに新築かということでこの委員会は議論を進めてきたと、どちらにするかという方向性をだすためにね。それを聞いていると、どちらの新築にも賛成ではない議員はここに出てくるなということかと思いつつ、でも私は

そんなこと事務局からも言われたこともないし、委員長からも言われたこともないし、それに意見の違う者は本当に何も言ったらいけないのかと、何かそういうように受けとめてしまうような言い方をされております。本当にそう思いますよ、私。だって中間報告だって、本当に最終報告出す上では、委員長はいろいろ気を使いながら本当に慎重に結論を出そうとされていたっていうのは私から見とってわかりますが、中間報告のときは違ったりしましたからね。それで数でこうなったから従えみたいなようなことは私おかしいと思います。人の心の中までどうすることもできません。だから私はこれは本当にこの委員会の中でちゃんと意見を述べたことなので、削ることなく載せていただきたいなと思います。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 そのほかのところも加えてもいいですか。線が引っ張ってあります「委員長が合意を諮りましたが」というところですね、これはもう僕、事実が書いてあることだからそれでいいと思いますし、それから横線が引っ張ってありますね、「執行部においては」っていうところですね、これ、「進められることを求めるものです」というところまでは喫緊の課題を解決するという意味合いで、これは残してもいいじゃないかというふうに思います。しかしそのあとの「特別委員会を設置し、調査研究を続ける必要がある」それから「最終報告といたします」というところは、これは委員会としての願望とか希望を述べていることなので、これについては削除してもいいかなというふうに思っております。それから加えるというところがありますよね、「住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っておりました」、これは内容であれ、条例のことであれ、これは事実であったのでこれはそのまま「おりました」のところまでは残してもいいじゃないかというふうに思っております。

それから先ほど議論がありました理由ですね、住民投票で示されたどっちでもない、反対という意見の理由、これははっきり表決のときに述べられました。これは個人的には載せなくてもいいかなと思うのですが、事実を書くという意味でいえば載せてもいいじゃないかというふうなことを考えております。

◆中西照典 委員長 中身にちょっと入りましたけども、まずは横線が引っ張ってあるとこですね、今下村委員から出ましたけども、ちょっと確認ですね、「執行部においては」、ずっときて、「求めるものです」まではこれは残すという意味でしたね、今。で、次はどっからどこが削除したいね、なおからですか。

◆下村佳弘 委員 なおから下までは、別に特別委員会で諮ったわけでもないし、話し合ったわけでもない、これは願望だろうと、自分たちの希望であろうというふうに思うわけですので、これについては特別委員会を設置するかどうかっていうのはまさに次の議会の責務としてやられればいいというふうに考えております。

◆中西照典 委員長 じゃあ、なおから、一番最初の特別の最終報告のそこまではして、でも「本特別委員会の最終報告といたします」は、これは要るでしょうから。それと、「認識が違っておりました」は入れたほうがいいっていうのですか、いいと、はい。それは下村委員の意見ですね。

ほかに。有松委員。

◆有松数紀 委員 委員長、これはもう、そろそろまとめに入ろうということによろしいんですかね。

◆中西照典 委員長 先ほど申しましたように、皆さんの意見が一応落ちついたところで一旦休憩しまして、素案をつくらうと思います。皆さんの意見をした中で、委員長、副委員長のほうで素案をつくってもう一度提出できたらなと思っておりますので。

◆有松数紀 委員 はい。じゃあ意見だけ言わせていただきます。

下村委員が言われた部分の3つの提案といたしますか、特別委員会としての考え方を示しておる中で、中段から下は削っていいという御意見でした。私はこれを残すべきではないかという意見の中で、先ほど言いましたように議論の本論でない次のページに挙がっております理由、これは必要ないということの裏づけとしてここは残すべきだと私は言っているのであって、決して全ての議論が移転、新築だったということではないということとは当然あるわけですね。ただ本論に関して挙げる内容ではないのではないかという思いの中ではあるのですが、今後そういった検討はまた引き続きやっていかなければいけませんよということで、こういう意見を付することは必要だろうと私は思っている、あとの理由づけを要らないという根拠としてこの部分を私は残すべきではないかというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 残したほうがいいということですね。

ほかに、ちょっとこの点についてそれぞれの議論を。伊藤委員は削りなさいということでしたけど。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 私は先ほど、このどちらにも反対であるという意見のところにつきましては削除すべきだというふうに申し上げたわけですが、あえて伊藤委員のほうにお聞きしたいと思うのですが、中間報告以降、この新築2案、伊藤委員は委員会がそのような議論に推移している、移っているということをお認められた上で、結論として委員会が新築2論を議論しているということをお認めになった上で、なおかつ私は反対なのだと、だからこの委員会にはその意見を言う資格もあるということですからずっとおっしゃっておられるということですか。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから意見の違うことで中間報告以降この委員会は進められているという認識は当然ありました。その中で意見の違う委員が、一体何ができるのかということを考えながら、やっぱりそこはどちらがええとかっていう議論には当然私はくみしないと思っていました。まあ、やっぱり客観的に見てちょっとそういう議論っておかしいじゃないかなとかって思うようなことがあれば、そこはやっぱりちゃんと意見を言わないといけないなと思って出ていましたので、言われるようにちゃんとその委員会はそういう方向で向かっているというのはわかっていて出ていますよ、当然それは。そこまではかじゃないもの。

◆中西照典 委員長 そういうことは発言なかったもので、ちょっと、彼の名誉のためにちょっと訂正をお願いしますね。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 委員の皆さんの多くの意見を聞かせていただいておって私が感じるの、やは

り住民投票というものを認めておられないという感じを受けます。それと、先ほど中間報告をしたのであるから、その後の協議した内容を最終報告として報告すればよいというような御提案もあったのですが、私はこれ、最終報告ですから、やはり我々特別委員会が今日まで議論してきたことを総括的に中間報告の内容も踏まえ、それから中間報告以後の協議、結論、これもやはり私はまとめた上で報告する、これが私は最終報告の意味であろうというふうに思いますから、中間報告以降の議論だけ報告すればよいという御意見については了といたしません。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 このたびの最終報告につきましては、1ページにも書かれておりますけども、中間報告の要点5つ入っておりますし、また中間報告を踏まえて、重要ポイントを絞りとずっと書き連ねてあるわけですし、中間報告のことが、中間報告を踏まえ、そしてこの最終報告に至っているという流れとしては全然間違っていないと思いますし、改めてその中間報告の議論の時点にまでさかのぼってここの中に文言をつけ加えるということは必要ないというふうに思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 桑田委員ね、言えば今桑田委員がおっしゃったように、中間報告のころの協議の内容も入れている、だからいいのではないかというようなお話なのですが、やはりこの結論を導き出すときに、さっきも言いました、原理原則論を無視した中での議事進行であるから、やはり最後の結論を出す折にも反対をせざるを得ない、やっぱりその委員も数多くあったということ、やはりその委員の意見、思い、これも記載をしていって、どなたがその報告を聞かれても、我々議員もそうですが、市民の皆さんも御納得いただける形の報告書にさせていただきたいという思いで言っているわけでありますから、こうやって中間報告のことも書いとるけえ、ちゃんとしとるがなというようなことで話をまとめるということではなくして、やはり相手の立場の思いも酌み取ってどういう形の最終報告がいいのかそういう御判断の立場に立っていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その1行目の「委員長が合意を諮りましたがまとまらず」というところをなぜ私が削除したほうがいいのかって考えた理由だけちょっと言わせていただきます。

合意を諮るということは、旧市立病院跡地に新築か現本庁舎駐車場に新築かではなくて、新たな考え方を示してこれでどうですかっていうようなことが何か、それが割れている、委員会の合意を諮るということに、その言葉を使えばなるのではないかと私は思ったのですよね。前のときには一人一人意見を聞いたら、何ていうかな、明らかに数でわかるというね。それで委員長がその提案、合意を諮るということで提案をされたものは旧市立病院跡地だったわけで。何かそれって、まあ言ったらそれに賛成しない者にこちらのほうでどうだと、数も多いし、と言われなかったけど、私はそういうふうを受けとめたので、何か第3の考え方を出してきてっていうのが合意を諮るっていう意味かなと思ったので、ちょっとこういう表現はやられたことの事実としてはそうなのですが、ちょっとやっぱり違うなと思ったので私は削除したほうがいいなと思ったのです。それが理由です。

◆中西照典 委員長 もう少し、今出とられる意見の中でありますか。もう、これ……。

じゃあ、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 今伊藤委員がおっしゃられたこの合意という部分ですが、削除するとかしないとかっていうその前に、まずもう一度、委員長が合意を諮るための営みをされたそれはこの間の委員会、あるいはそれまでの委員会のどの部分を、あるいはどういうことを指しておられるのか、ちょっとそれを御説明いただけますでしょうか。

◆中西照典 委員長 この中間報告以降いろいろ皆さんの意見を聞きまして、やはりどこまで行っても平行線のままやるよりも、中で、委員長としては流れの中でこの意見がいいだろうということを出したのであります。それはいろいろ見方があるでしょうけども、私としてはそういうふうにしていただけないのかなという、そこまでずっと平行線をたどってきたものを何をせえってという意見もあるでしょうけど、私の思いはそういうことであります。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 委員長のお気持ちについては可としますけど、実際に委員長として合意を諮る営みということについては、私は必ずしも合意を諮る営みということになってなかったのではないかというふうに率直に思います。先ほど伊藤委員は、例えば意見が分かれる中で第3の案、第3の意見という例え話をされましたけれど、そのほかにもA案についてこうこうこういう点をもう少し付加して、あるいはA案についてもう少しこの点を削除して、同じようにB案についてこの点をというようなことで合意というのはできるのであって、もちろん議論の最初からそういうことっていう意味ではないのですが、意見がいよいよこれは分かれとるなというものをさらに合意をしようと思えば、意見が分かれとるというそのままを進めて、はい、どっちにしましょうとか、こっちに納得してください、合意してくださいというのはそれは合意を得るための営みということには私はならないじゃないか。考え方の相違はあっても、何回か前の委員会で吉田副委員長がやっぱり何らかの取りまとめをしようと思えばこのままではいけないかという御意見を言われたことがあります。そういう認識に基づいて具体的にこうこう合意には至らないだろうかと、合意はできないだろうかと、そういう投げかけや集約の仕方というのが、私は合意を諮るということだと思えますね。委員長のお気持ちは、きょう何度もお聞きしましたので、それを否定するものではありませんが、実際の委員会運営ということにおいてはそのようにはなっていないかということ、これは厳しいかもしれませんが率直に申し上げておきたいと思えます。

◆中西照典 委員長 はい、意見としておきます。

皆さんの意見が一応お聞きして、副委員長と委員長でこれから一つの素案をします。やはりそれぞれの意見は、この委員会の当初からそれぞれの意見の歩み寄りという面はなかなか難しかったと思います。しかしながら、先回、新築場所を旧市立病院跡地として決めました。これから最終報告に向かって今議論を交わされた中で、やはりよりこれから委員会が結論を出していくわけですから、その委員会もやはり多数決ということに採決せざるを得ないという面がありますので、委員長、副委員長で素案をこれからさせていただこうと思えます、事務局を入れてです。それでよろしいですか。

そうしますと、これから最終報告、それが1時間とります。再開を3時半とします。
では休憩します。

午後2時32分 休憩

午後3時17分 再開

◆**中西照典 委員長** それでは、委員会を再開いたします。

委員長、副委員長で最終報告案をおつくりして、皆様の手元に今お配りいたしました。この最終報告案を議会事務局河村次長より朗読させます。

○**河村敏 市議会事務局次長** はい、修正点を説明いたします。まず、2ページ目の下から9行目の病院の件ですけど、日赤病院としておりましたけど正式名は鳥取赤十字病院ですので、そこを変えさせていただいております。それから3枚目ですね、「委員長が合意を図りましたが」というところは削るということで、正副委員長の判断で削らせていただいて、「委員の意見が分かれていたため、旧市立病院跡地に新築か現本庁舎に新築かそれぞれ採決することとしました」というようにさせていただいております。

それから最後のほうの、次の議会への申し送り事項は削っております。アンダーラインの、「なお、住民投票の結果については、最後まで各委員の認識が違っていたことを申し添え、本特別委員会の最終報告といたします」としております。

◆**中西照典 委員長** (素案)を(案)にしたところの今の訂正箇所を今、河村次長より説明させました。この案を、委員長、副委員長としては最終報告と望むわけですけど、このことについて皆さん意見があればお聞きします。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** その正副委員長のお話しの中で、住民投票に瑕疵はなかったっていう、そういったところを最終的には入れてないんですけど、それについてどういう議論をされてそれを外されたのかとか、入れてないのかというのは教えていただけませんか。

◆**中西照典 委員長** 住民投票に瑕疵がないという意見は、先ほど各委員の中からそれぞれの意見が出ました。その中で委員長、副委員長としましてはやはり住民投票についてはこの委員会の報告にはなじまないじゃないかということでおろさせていただいております。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほどまでいろいろ議論してきたこの案が示されているわけですから、くどくどとは申し上げませんが、意見だけ表明しておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、このどちらにも反対であるという意見もあったというところは、どういう内容、どういう意味で反対だったのかということをやはり記すべきだというのが私の意見。

2つ目は、その住民投票の結果について触れた部分については、住民投票に瑕疵はなかったというのが本委員会の第4次の本委員会の結論でもありましたので、それは明記すべきだというふうに私は考えております。

◆**中西照典 委員長** そのほか意見はありますか。よろしいですか。はい、はい。(発言する者あ

り) その、じゃあ、ちょっと、じゃあ桑田委員、はい。

◆桑田達也 委員 修正部分ですけども、最終ページの一番最後ですね、「なお、住民投票の結果については、最後まで各委員の認識が違っていたことを申し添え、本特別委員会の最終報告といたします」、こういう文言で最終報告がまとめられているのですが、ちょっとくどいなという感じがしますね。2ページ目には、この2案どちらも反対であるという意見があった、だから委員の意見が分かれていた、そして認識が違っていた、ここまで、委員会の確かに認識の違いはあるにせよ最終報告の最後までこの意見が分かれていたためという認識の不一致ということが、ここまで強調される必要があるのだろうかというふうには私は思います。逆に特別委員会の最終報告とすれば委員長、副委員長のほうでは削除されておりますけども、前のもとの案の「したがって、市庁舎建築に関する」とあって「最終報告といたします」というほうが委員会報告としてはふさわしいのではないかというふうには私は思うわけですけどもどうでしょうか。要するに反対意見があったということはこの最後の文章までに2回も明記されているわけですから、何も最後の最後までこの認識が違っていたというようなことを強調する必要はないというふうには思います。

◆中西照典 委員長 それは意見ですか。

◆桑田達也 委員 意見です。

◆中西照典 委員長 はい、意見でね。そういう先ほどの意見も取り入れればというそういうのが、前のね、休憩前の委員出ましたし、委員長、副委員長として議会の、この委員会の進め方等を取りはかってきたところの意見としては妥当ではないかというのが委員長、副委員長の意見でありましたので入れました。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 意見ということで、この最終案、これを採決ということになるのでしょうか。ちょっと私はそれであれば意見というよりもこれは修正していただきたいというふうには思います。何か反対意見があった、意見が分かれていた、認識が違っていた、ここが強調される余りに最も大切なこの特別委員会の議論というものが少しゆがんでしまうのではないかというふうには私は思いますので、最後の2行については差しかえをしていただきたい、このように思います。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいね。

今の意見ありま……。じゃあ橋尾委員、はい、意見というか、はい。

◆橋尾泰博 委員 今の桑田氏の御意見に関連をいたしますが、今おっしゃっているのは2枚目の最後の2行と3枚目の最後の2行と、くどいという御提案のようであります。そうであるならばこの2ページが市立病院跡地の新築、それで2番目が現本庁舎の駐車場の新築、それで「また」というところがつながってくるわけですけども、ここに最後の2行と合体をさせて、文章のつづくりがいいかどうかは別として、「また、住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っており、旧市立病院跡地新築、現本庁舎駐車場の新築のどちらにも反対であるという意見もありました、とそこで3つ並べてそれで次のページに、これら委員の意見が分かれていたために採決に至ったというような形で、最後の2行と2ページ目の2行と合体させたらど

うなのでしょうかね。

- ◆中西照典 委員長 待ってくださいよ、桑田委員その意見をちょっと確認してくださいね。
下村委員。
- ◆下村佳弘 委員 くどいというような御意見がございましたので、私も今、橋尾委員がおっしゃられたような形で一つにまとめて、文脈を読みやすくするというようなことでよろしいと思いますよ。
- ◆中西照典 委員長 桑田委員、どうですか。2行目の一番最後と3枚目の一番最後の認識の違いのところを一緒にするという案が出ておりますけども。
- ◆桑田達也 委員 最後に持ってくるのか、2ページ目のところに一緒にするのかということなのでしょうけども、いずれにしてもそこまでこの認識が違っていたということがこの委員会の議論の中で強調されるべきものなのかどうなのかというですね、議論の経過を踏まえてですよ、そのように私は思うわけでして、私は一番最後の2行をそのまま削除をすればいい、そして一番、この再開前の文書で示された、「したがって、市庁舎建築に関する調査研究を行う新たな特別委員会を改選後」という文言を入れればいいのかというふうに思います。
- ◆中西照典 委員長 有松委員。
- ◆有松数紀 委員 私もそのように思います。特に加える別の意見はありません。
- ◆中西照典 委員長 加えるということは。
- ◆有松数紀 委員 桑田委員が言われたように、その部分に関して、一番下の2行に関しては我々があえて改めて上げる適切な文言とは思いませんので、私は削除を求めたいと思います。そういった中でその部分を削除するかわりに、当初提案しておりました部分を最後の文言に加えて締めくくるといった流れがいいじゃないかなと私は思います。
- ◆中西照典 委員長 椋田委員。
- ◆椋田昇一 委員 先ほどからそこまで意見の違いを強調する必要はないという意見でしたけど、私は強調しているということであれば強調はしなくていいと思います。しかしこれは強調ではなくてありのままを書いているだけですから、むしろ私の意見はより丁寧に詳しくということ、その中身等を入れるべきだというのが私の意見でしたけど、少なくともこれを記すことについては強調でもない、ただまあ3カ所でそれぞれということであればということ、先ほど橋尾委員なり下村委員のほうからもああいう意見が出ているわけですから、ここの部分については少なくともそういうまとめ方をするのがいいと、こういうふうに思います。
- ◆中西照典 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 住民投票の結果については最後まで各委員の認識が違っていたということについては、私は入れる場所についてこだわりはありません。ですから橋尾委員が提案されたところでも私は構わないと思います。ただこれを載せるべきではないとか適切ではないという意見には、賛成できません。
- ◆中西照典 委員長 寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫 委員 私はこの最後の2行ですね、この報告、認識が違っていたということは、これは必要ないと思います。またその前のページの一番最後、この言い回しを上手にすればもう少

し柔軟にといいますかその辺もすれば、この下の最終報告の一番重要なところですのでそこは必要ないということです。あとちょっと今2ページの一番最後のこの2行について、ちょっと今どうというのが、どういう表現がいいのかちょっとまだ考えておりますけど。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 それぞれ委員の皆さんにお考えの違いがあるのはよく理解をするわけでございますけれども、委員会の流れの中でやはり委員長が各委員に最終のお考えを述べていただきたい、それでやっぱりこの3つが出てきたというのが現実でありますし、私は殊さら強調するという発言が出ておるのですが、私は殊さら強調という印象は受けません。かえって反対に私はこの住民投票というのがきょうの委員会でも何回も出てくるわけですが、反対に住民投票を、いけば無にするというかないがしろにするとかやっぱりそちらの意識のほうが市民の皆さんに強く伝わるのではないのかなという印象がいたしますので、私は先ほど提案した形で文言を整理していただけたらというふうに再度申し上げます。

◆中西照典 委員長 今この、特に最後の2行、住民投票の結果については、最後まで各委員の認識が違っていたということについて、2ページ目の最後に合体させたほうがいいという意見と、これは要らないのだという意見と、それから最後はやはり次の委員会までのこともきちっと述べてすべきだという意見ですね、出ております、であります、ほかに何かこのことについて。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 先ほど寺坂委員が言われた意見をちょっともう一度聞かせていただけないでしょうか、お願いします。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私は最後の、一番最後の2行は取り消し、それで2ページ目の一番最後、また、旧市立病院跡地新築、現本庁舎駐車場新築のどちらにも反対というか、認識の違いから反対されるという意見もありました、反対という意見もありましたぐらい、すればいいかなと思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 あえてこの強調という言葉を使いましたけども、要するに市民から見て何度も意見が分かれていたということを経験済みから、確かにそのような議論の経過はあったのですけども何度も、二度も三度もそういう認識というものを示すことが委員会の最終報告の文章として適当かどうかということをお願いしたわけでして、さらに言えば2ページ目の最後の部分ですね、「新築のどちらにも反対であるという意見もありました」というよりも、どちらにも属さない意見があり、旧市立病院跡地に新築か、現本庁舎駐車場に新築かという流れのほうが適当なのではないかなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 「反対」を「属さない」というふうにするという意味ですね。はい。

椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今の反対を属しないと、何かそういうふうに変える真意がよくわからないのですが、この意見を表明した1人としては反対か属さないかということであれば反対だという意味でしたし、その表現のほうがまさに事実には則すと思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 その属さないという表現につきましては先ほどの休憩前の議論にも上りましたけども、中間報告以降の私たちの議論というものは新築2案について議論をしてきたはずであります。よってその2案に反対ということではなく、その2案に対してその意見を言われただけで、意見すら余り言われてないような気がしますけども、その属さないというほうがこの委員会の報告としては、また議論の経過も踏まえれば正しい表現なのではないかというふうに私は思いますけど。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 本当に言葉というものは大事なことだなどと思いながらいろいろ意見は聞かせていただいているのですが、でもこの委員会の中で意見を表明しているのは、先ほど椋田委員が言われましたが、やはりどちらの新築にも反対だということ意見は述べさせていただいているので、やはりそこはありのままといいますか、そのことをしっかりと報告にのせるべきだと思いますし、その属さないとかってというのは本当に誰から見た、誰から見た、何ていうのかな、見方なのだろうかやっぱりわかんないので、やはりそこはもう反対ということで正しくのせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 ちょっと副委員長から提案があるみたいですけど、ほかに何か、その点をちょっと、その点って今皆さんと話し合っているところの点以外に何かいいですか、それはそれで。じゃあちょっと、それ以外はないということにして、じゃあ副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 なかなかそれぞれ意見を言われたらまとまんわけでありまして、2ページのしまいの2行、3ページのしまいの2行を一つにして、もう一回提示をさせていただきたいというふうに思ったところでありますけれども、どうですかな委員長。

◆中西照典 委員長 今副委員長から、いわゆる「住民投票」から「申し添え」を2ページ目の下のところに入れて一つの文にすればというのが、副委員長ですね。

◆吉田博幸 副委員長 はい。

◆中西照典 委員長 の意見であります。それぞれの意見があるでしょうけども、その方向でもう一度案を、決定案を見ていただいてそこで皆さんのなるべく合意が図りたいと思いますけどもどうでしょう、よろしいですか、はい。

じゃあ済みませんたびたびの休憩ですが。(発言する者あり) その他にね、はい。その他はこれとは、これに何か加えるとして意味じゃなしに。(発言する者あり) はい、はい、じゃあ。

◆橋尾泰博 委員 えらい細かいことを言って申しわけないのですが、今この2枚目の赤十字病院のところにアンダーラインが引いてあるわけですけども、この「現本庁舎駐車場に新築は」というところでね、やはりここは行政ゾーンと、まあどちらかという行政の核という意味合いもありますので、「道路アクセスがよく、近隣に鳥取県庁、鳥取赤十字病院、公共空地もあり発災後の支援者支援が可能である」と、これをちょっと入れたら行政ゾーンということがよくわかるじゃないのかなというふうに思いましたので、まあこれは一つの意見です。それからこの文章の中に「2核2軸のまちづくり」ということが3カ所表現をされております。それで、言えばこの2核2軸っていうのは、今のこの鳥取市の210ヘクタールをエリアとして山手側を一つ

の核、駅をもう一つの核として2核2軸若狭街道と智頭街道をつないでいくというのが一つの鳥取市が今日まで推進をしてきた2核2軸のまちづくりであります。いえばこの文章の中ですね、市立病院跡地の文章の中で、どうですかいな2ページ目の真ん中4番目、「本市の2核2軸のまちづくりのみならず」という文章が出てきますし、3枚目のこれも真ん中の4番ですが、「活力と魅力あるまちづくりの推進については、本市の2核2軸のまちづくりとなること」と、こういう表現になっておるのですが、私はこの2ページ目の3番ですか、「公共施設の適正配置となり」云々というふうに書いてありますが、やはりこの部分でいま進めとる2核2軸は今の現状の中で進めておる話でありますのでね、「公共施設の適正配置となり、歴史を重視したまちづくり、2核2軸のまちづくりと活力と魅力のあるまちづくりが推進される」と、やはりこの現本庁舎、いま鳥取市が進めておる2核2軸っていうのは今の現状の中で進めていることであり、ここに新しい市役所を整備するというのであれば、私はこの現本庁舎の3番の部分にもこの2核2軸のまちづくりという表現はあってしかるべき、あって当然だと、かえってこちらのほうに書くべきであるというふうに思います。この2つの点をちょっと提案したいと思いますので、委員の皆さんの御意見を聞いていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 今橋尾委員から提案ありましたけども、今の場は先の休憩前の意見で、これ盛り込むのはあるいは素案を審議してもらっております。そのときにテーマとして上っておりますので、これはあくまで橋尾委員の意見として皆さんに聞いていただくということで、この文面は一応休憩前で一応締め切っております。今は訂正した場所を皆さんに審議してもらっているということで行きます。

はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私ね、この2核2軸のまちづくりっていうこの視点ですよ、私はそういう意味からしてもこの現在地がよいということは、この特別委員会でも何度となく発言をさせていただいております。今、急に私がこの場で申し上げていることではないということもね、委員長よく頭に入れてくださいよ、はい。

◆**中西照典 委員長** それはされていたということは、言われていたということはわかっておりますけども、この案をまとめる上では一応、今ここで審議していただくのは訂正箇所についてであります。

そのほかありますか。

では、先ほど副委員長が申し述べましたところを訂正させていただいて、もう一度ここに案を持って上がろうと思いますが、それでよろしいですか。**(「はい」と呼ぶ者あり)**

はい。では事務局、何分ぐらい休憩します。**(発言する者あり)** いやいやまあそうは言ったって。

では15分休憩して、4時、4時に再開しますので、ここで一旦休憩します。

午後3時43分 休憩

午後4時00分 再開

◆**中西照典 委員長** それでは、特別委員会を再開させていただきます。

訂正した箇所が、先ほどの件と一番最後の報告するというところをちょっと整理しましたの

で、その点も含めて全体を読みながらやってください、最終案です。

はい、河村次長。(発言する者あり)

◆中西照典 委員長 訂正箇所だけでいいという、はい、皆さん意見で。

○河村敏 市議会事務局次長 2ページ目の一番下の2行です。「また、住民投票の結果については、最後まで各委員の認識の違いがあり、旧市立病院跡地新築、現本庁舎駐車場新築のどちらにも反対であるという意見もありました」ということです。それから3ページ目の一番最後の3行です。「以上、本特別委員会の調査の検討経過及び結果を申し述べましたが、執行部においては、市庁舎整備を早急に進められることを求め、本特別委員会の最終報告といたします」と、以上です。

◆中西照典 委員長 以上のようにしました。これが最終案として26日の本議会で委員長報告を、最終報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

意見ですか。

はい、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 議論の経過を踏まえるとね、文章としてはこういうまとめになるのだと思いますが、ただこの中身についてはね、まさに採決のときの賛否がありましたように、私自身はもちろん賛成ではないわけだね、今委員長確認されているのは、議論の経過で文章をまとめるとしたらこういうことになると思うがこういうまとめ方でいいかということなのか、この中身について皆さんこれでいいか悪いか、つまり賛成か反対かという問いかけなのか、ちょっとそこをお願いします。

◆中西照典 委員長 あくまでも、もう一度言いますと市庁舎整備に関する調査特別委員会の最終報告案を皆さんに提示しましたので、この案でいいかということです。

はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、修正がありました部分ですが2ページ目の最後、「また、住民投票の結果については、最後まで各委員の認識の違いがあり」、ここはですね、先ほど申し上げればよかったんですが、住民投票の結果についてはこれは認識の違いはないと思うのです。ですから住民投票の結果とその後の経過についてはということではなければ、結果そのものに対して意見の相違があったというふうに受け取られかねないというふうに思いますけど、私は住民投票の結果とその後の経過について、ここ、その後の経過ということも認識の違いがあるというふうに私は思っていますからそのように修正をしていただきたいと思いますけども、各委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

◆中西照典 委員長 先ほど住民投票の結果にその後の経過をつけ加える必要があるというのが桑田委員の意見ですが、どうですか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そのほうがわかりやすいと私も思うのですが、なぜ私が住民投票の結果っていうふうに最初提案したかっていうと、住民投票終わって以降の執行部、その当時の市長であったりとかそういった執行部とのやりとりの中で、その住民投票の結果っていうとらまえ方がすごいどんどんどん広がっていった経過があったので、何かその住民投票終わった後の例え

ばそのときの特別委員会の議論の中身だとか、そういったことも含めて全部結果だというふう
に捉えられていたので、私はちょっとそうやって大きく捉えて書いたわけですが、桑田委員の
言われるように、私は別に、結果とその後の経過というふうにさせていただいて構いません。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 桑田委員と伊藤委員それぞれにお尋ねしたいのですが、今お二人が言われた意
味がね、同じ言葉を使っておられるけど同じ意味なのかどうなのか、中身がちょっとよくわか
らないので、それぞれ住民投票の結果ということの中が指している中身とですね、その後の経
過ということが指している中身と、ちょっとそれぞれ教えていただけますか。

◆中西照典 委員長 椋田委員が今言われているのは、そのことによってここに入れるのがいいか
入れないのいいかという前提ですね。

はい、じゃあ伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから私が最初提案した住民投票の結果っていうのは、住民投票の結果だけを
言っていたわけではなくて、その後のことも含めて入れている部分はあったので、だから住民
投票の結果は結果、でその後の経過については経過ということに分けたほうがわかりよいとい
うのはただわかりやすいなとは思いますが、だから、最初と今は私の言っていることは違うと
いうことでね。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今伊藤委員が言われたように、伊藤委員と認識は異なっていないというふう
に思います。伊藤委員とすれば、この結果の中に経過も含まれるというふうにおっしゃってお
られるけども、よりわかりやすくするためには住民投票の結果がある、その後特別委員会での議
論という経過があるということですので、意見は違っていないというふうに思います、はい。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 先ほど桑田委員が提案された文言は、住民投票の結果とその後の経過につい
てはというふうにしたらという提案でしたね。そうすると、最後まで各委員の認識の違いがあ
ったというのは住民投票の結果についてもそうだし、その後の経過についてもそうだし、両方
も認識の違いがあったということですか。

◆中西照典 委員長 桑田委員、はい。

◆桑田達也 委員 厳密に言えばですね、住民投票の結果についてこれは客観的に見て市民が選
択をされた結果ということであって、その後の経過についてはまさしくそれを受けて私たちが議
論をしてきた経過ということでありまして、どちらかという最後まで各委員の認識の違いが
あったのはその後の経過であるというふうに考えます。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 言われるとおりで、指摘しておられる目的、委員の意図を酌むとですね、住民
投票の結果におけるその後の経過についてはという表現で、後段の経過についての認識が違
ったというふうにしちんとするのが適切かなというふうに今感じます。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 だとすると、一つは今有松委員が言われた表現の仕方もあるでしょうが、もう

少し端的に言うと、結果とその後の経過じゃなくて結果という言葉、その後の経過というのを結果という言葉に置きかえてですね、住民投票後の経過については最後まで各委員の認識の違いがありと、こういう文言のほうがよりストレートっていうか、わかりやすいつてことですかね。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員、もう一度ちょっと文言を言ってください、間違ったらいけませんので、はい。

◆**棕田昇一 委員** いや、桑田委員が言われたほうがいいかもしれませんが、「住民投票後の経過については」という言葉でいいのですかね。「また、住民投票後の経過については最後まで各委員の」と、多分今の議論はこういうことだろうと思うのですが、ただ私、それを踏まえて言うならば、じゃあ住民投票の結果自体については認識の違いはないと、つまり先ほどの議論になっちゃうのですが、住民投票には瑕疵はないと、こういう理解になるのですかね。このあたりがちょっと何か同じようなこと言っているようだけど何か意見が違うように思うのですけどね、ちょっとこれ曖昧なままでは、最終報告ですからどうなのですかねえ、どうですかね。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 全会一致を見たこの住民投票そのもの自体に瑕疵はないということは、これはその通りだというふうに思っておりますから別段問題はないと思いますが、ただ、しかしながら先ほどのその陳情書との関係性というのは、少し私は申し上げましたように整合性がとれない認識を持っておりますから、そのような認識を持っておりますから反論させていただきましたけども、その住民投票自体のその有効性については瑕疵がないとその同じ私は認識ですが、住民投票後のこの委員会での議論の経過については相違があったということに落ちつくのだろうというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** そういうことであれば先ほどの提案の文章に差しかえていいですかね、修正でいいように思います。ただ一抹の不安は、住民投票の結果について先ほどのような認識だったらその後も何か意見が一致しているように思うので、何かそこがちょっと違うじゃないかなというふうに思いますが、まあ先ほどの議論の中身を文章に反映すれば、桑田委員が言われて委員長に問われて私が復唱した、それでここはいいのかなと、こういうふうに思いますね。

◆**中西照典 委員長** いいですか。皆さん今の意見はですね2ページ目の最後から2行目です。「また、住民投票の結果については」というところを、「また、住民投票後の経過については」というふうに修正するのがよいではないかという意見がありまして、意見を出された方はこれでいいじゃないかということですが、皆さんどうですか。いいですか。**(発言する者あり)** これでいいでしょ、はい。

これはもうここでそれぞれ修正していただいたということで終わります。確認です。2行目の一番最後から2行目、「また、住民投票の結果については」というのは、「住民投票後の経過については」と修正します。よろしいですね、はい。

それでは、一応質疑はこれで打ち切らせていただきます。

ただいま修正しましたところは皆さんが確認していただいたとしまして、市庁舎整備に關す

る調査特別委員会最終報告書(案)、手元にあるですね、これを本委員会の最終報告書として委員長が議場でこの報告書を読み上げますけども、最終報告書(案)としてよろしいでしょうか。

はい、椋田委員。

◆**椋田昇一 委員** もう一回ちょっと先ほどの質問と重なってしまいますが、私の不認識であれば教えてください。

前回、採決をして最終的にこういうことになったわけですから、本委員会の結論の内容について私は反対です。ただ、委員会の経過を文章にまとめてそれを委員長が報告するという点においては、まあこの文章かなど、こういう理解でよろしいのか、それでよろしければそれで結構です。

◆**中西照典 委員長** 私は何回も言います、そう言うことは言いません。だからそれはそれぞれの委員がこの報告書をまとめる中で思っていただければいいので、今、椋田委員が確認とられたということについては、私はそれぞれの委員の中に思いがありますので、あくまでもこの示した市庁舎整備に関する調査特別委員会の最終報告書、先ほど訂正部分がありましたけど、この報告書を本委員会の最終報告とします。よろしいでしょうか。**(「はい」と呼ぶ者あり)** はい。

(「反対」と呼ぶ者あり) 反対ですか。はい、じゃあ済みません反対っていうのはあれですね、採決としたいと思います。

手元にあります市庁舎整備に関する調査特別委員会最終報告書を本委員会の最終報告書として、賛成の方の挙手を願います。

挙手多数

◆**中西照典 委員長** 挙手多数であります。よって、本委員会の最終報告書は今手元にある報告書を最終報告書とさせていただきます。

これをもちまして、第37回市庁舎整備に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会